

## 西アフリカ諸国経済共同体( ECOWAS )における経済通貨統合 欧州連合をモデルに

岡田 昭男

はじめに.....	34
. ECOWASの経済通貨統合の背景とECへのアプローチ .....	34
1 . 序.....	34
2 . ECOWASの経済通貨統合への背景 .....	35
3 . ECOWASのECへのアプローチ .....	39
(1) ECOWAS・EUの高級官僚会議.....	39
(2) 欧州連合とECOWAS閣僚会議 .....	39
4 . ECOWASバマコ首脳会議(2000年12月)にみる西アフリカ経済通貨統合 問題.....	40
. ECOWAS経済通貨統合の問題点 .....	42
1 . 序.....	42
2 . UÉ MOA(仏語系の西アフリカ経済通貨同盟)側の見解 .....	42
3 . ECOWAS経済通貨統合の問題点 .....	44
. ECOWASと西アフリカ諸地域の紛争 .....	47
1 . 西アフリカ諸地域の紛争.....	47
2 . ECOWASの地域紛争への対応 .....	48
おわりに.....	49

## はじめに

欧州の通貨統合の進展に刺激され、南米南部共同市場（メルコスール）、東南アジア諸国連合（アセアン）、湾岸協力理事会（GCC）等、世界の各地で共通通貨導入構想が高まっている。欧州と地理的にも歴史的にも密接な関係にあるアフリカ大陸、特に西アフリカ諸国経済共同体において、共通通貨導入の動きは活発化し、2001年12月に西アフリカ新共通通貨の名称は「ECO」とする内定が伝えられる折から、本稿において、この背景と経過等のフォローを試みた。

## ． ECOWASの経済通貨統合の背景とECへのアプローチ

### 1．序

西アフリカ諸国経済共同体（Economic Community of West African States：略称ECOWAS）は1975年に西アフリカ地域16カ国を加盟国として創設され<sup>1)</sup>、経済活動の全ての部門、特に産業、商業、財政、通貨、運輸、通信、エネルギー、農業、天然資源及び社会、文化等の分野における統合の推進を目的とした。しかし、ECOWASは発足後、創設の趣旨に沿った目立った活動はみられず、むしろ、西アフリカ地域の紛争と和平問題の面での活動が多く注目された<sup>2)</sup>。

ECOWASの活動につき、主題の経済統合の動きを中心にしてみると、1993年7月に首脳会議を開催し、翌1994年8月の首脳会議において共同体議会の設立に

---

1) ECOWASは創設当初16カ国で発足した（象牙海岸、ベナン、ガンビア、ガーナ、ギニア・ビサオ、ギニア、ブルキナ・ファソ、リベリア、マリ、モーリタニア、ニジェール、ナイジェリア、セネガル、シエラ・レオーネ、トーゴ）。モーリタニアは2000年12月脱退。なお1973年にフラン圏から脱退している。

2) ECOWAS監視グループ（ECOWAS Monitoring Group：略称 ECOMOG）。ナイジェリアのイニシアティブにより結成、リベリア紛争、シエラ・レオーネ紛争、ギニア・ビサオ紛争等で成果を挙げた。

つき合意した。しかし、域内の紛争のため共同市場の形成は遅々として捗らない状況にあった。しかるところ、ECOWAS加盟国のガンビア、ガーナ、ギニア、リベリア、ナイジェリア及びシエラ・レオーネの6カ国の閣僚が、2000年11月16日、17日の両日ガンビアの首都バンジュールにおいて会合し、2002年に西アフリカ中央銀行をガーナに設立する取極の署名を行ったことを発表した<sup>3)</sup>。この取極は、同年12月15日のマリにおけるECOWAS首脳会議の際に批准された。これは、これら6カ国による西アフリカ共通中央銀行<sup>4)</sup>の創設に続き、やがてECOWAS域内の第1通貨圏グループであるCFA・フラン諸国から成る西アフリカ経済通貨同盟(Union Économique et Monétaire de l'Afrique de l'Ouest : 略称UÉMOA)とも融合し、2004年1月までに西アフリカにおける単一通貨地域の創設を目論んだものであった<sup>5)</sup>。

## 2. ECOWASの経済通貨統合への背景

ECOWASが設立された当時の前後の状況を回顧するならば、欧州経済共同体(European Economic Community : 略称EEC、1958年発足)が旧フランス植民地の独立以前に行った連合制度(1957~63)は、独立後の連合制度についてはヤウンデで署名され、ヤウンデ協定(1963~69)と呼ばれ、更に1969~75年に締結された連合制度は第2次ヤウンデ協定と呼ばれて、当時周辺アフリカ諸国に対し大きな刺激を与えたといわれる。特に英語系のナイジェリアは、旧宗主国英国のEC加盟<sup>6)</sup>(EECは1968年にEuropean Communityに改組された : 略称EC)に先立って、ECとの間で1966年7月ヤウンデ協定方式による連合協定(別名アルーシャ協定)を締結し、同じ英語系の東アフリカ3国(ケニア、ウガンダ、タンザ

3) AFP電・2000年11月23及び24日付(西アフリカ共通中央銀行の設立問題)

4) AFP電・2000年11月23及び24日付(西アフリカ共通中央銀行の設立問題)

5) “Final Communiqué” Twenty Fourth Session of the Authority of Heads of State and Government, Bamako, 15-16 December 2000. p. 5.

6) 英国のEEC加盟問題(1962年および1968年の2度の申入れは不調、1973年にECに加盟。)

ニア）も1968年にECと連合協定を締結した。

他方仏語系の西アフリカ7カ国（象牙海岸、ダホメ（ベナン）、上ヴォルタ（ブルキナ・ファソ）、マリ、モーリタニア、ニジェールおよびセネガル）は従来維持してきた西アフリカ諸国関税同盟（Union Douanière des Etats de l'Afrique de l'Ouest：略称UDÉAO）及びCFA・フランを共通通貨とする西アフリカ諸国中央銀行（Banque Centrale des États de l'Afrique de l'Ouest：略称BCÉAO）を基礎として、欧州経済共同体（EEC）方式に倣い西アフリカ経済共同体（Communauté Économique de l'Afrique de l'Ouest：略称CÉAO）への機構改革を行った<sup>7)</sup>。

また1973年に英国のECへの加盟が実現したことに伴い、ECはヤウンデ協定、アルーシャ協定、東アフリカ3国との協定及びその他のアフリカ、カリブ海、太平洋地域の諸国をも総括し、ECとの援助・協力関係を強化する協定を締結したが、これはロメで署名が行われたためロメ協定（1975年2月）の名称で呼ばれている<sup>8)</sup>。

こうしたECとアフリカ大陸の新独立諸国との関係が緊密化する状況の中、西アフリカにおいては着々と進捗する仏語系諸国の関税通貨同盟の動きに急がされ

---

7) UDÉAOは1966年設立。BCÉAOは1959年設立。CÉAOは1970年設立。なお、モーリタニア及びマダガスカルは1973年7月フラン圏を脱退した。10) 及び11) を併せ参照。

8) ロメ協定の調印は1975年2月（第4次FED基金）。

9) ECOWAS創設署名は1975年5月。

10) CÉAOの調印間際になって、ナイジェリア、ガーナの政治的圧力があり、ベナン（当時ダホメ）は隣接するガーナ、ナイジェリアの加盟しない西アフリカ経済共同体は無意味であるとして、オブザーバーの地位に留まった。またトーゴは最初から条約の署名を行わず、オブザーバーの地位を選択した経緯があった。25) および26) も併せ参照。

11) モーリタニアはフランスとの協力関係の見直しに難色を示し、1973年にCÉAOおよびフラン圏から離脱し、固有の通貨ウギアを発行した。1994年にCÉAOは西アフリカ経済通貨同盟（UEMOA）に改組されたが、モーリタニアのかつての離脱は、その改組の理由の1つであった。

CFA・フラン圏、ユーロ圏、ECOWAS、3者の対照表(1958～2004)<sup>1</sup>

年月	地域	CFA・フラン圏 UEMOA、CEMAC	ユーロ圏 (欧州連合)	ECOWAS (15カ国)
1958		旧仏領植民地がEECに連合	EECの発足	
1960		CFA・フラン地域独立		
1966.7			アルーシャ協定 (ナイジェリア)	
1968.7			ケニア、ウガンダ、 タンザニアとの協定	
1969			EMU提唱(欧州通貨同盟) ヘーグ欧州理事会	
1972		西アフリカ経済共同体発足(CEAO)		
1975.5			第1次ロメ協定発足	ECOWAS創設
1979.3			EMS発足(欧州通貨制度) <sup>3</sup>	
1990.7			EMU第1段階 <sup>2</sup>	
1993.7				首脳会議：2000年までに 経済通貨同盟、条約調印
1994.1.12		CFA・フラン切り下げ UEMOA、CEMAC改組		
1994.4			EMU第2段階	
1998.5			EU・ECOWAS高級官僚会議	
1998.11		ユーロとCFA・フランのリンク (EU理事会決定)		
1999.1.1			ユーロ発足	
1999.1.1		ユーロの対CFA・フランレート決定		
1999.			EMU第3段階	ガーナ、ナイジェリア(12月8日) ECOWAS通貨同盟案作成
2000.10.16～17			EUとECOWASとの閣僚会議 (於 ナイジェリア、アブジャ)	
2000.12.15～16				ECOWAS首脳会議 バマコ(総括的承認)
2001.		在ダカール、ユーロ事務局開設(9.28)		中銀暫定機構
2001.12.20				英系共通通貨名称 「ECO」に内定
2001.12.20～21				ECOWAS首脳会議 (ダカール)
2002.		ユーロ、CFA・フラン圏に流入開始(1.1)		第2中央銀行創設予定
2003.1				英系諸国通貨同盟完成予定(6カ国)
2004.		UEMOAとECOWAS の融合予定		ECOWAS全域経済 通貨統合の完成予定

1 : ECOWAS通貨統合への参加国は、英系6カ国とUEMOA7カ国。

2 : EMU (European Monetary Union : 略称EMU)

3 : EMS (European Monetary System : 略称EMS)

## EEC・EC・EU連合制度の推移 (ECOWAS関連)

取 極	期 間	ACP <sup>2</sup>	EU <sup>1</sup>	欧州開発基金 FED	援 助 額 単位：百万ユーロ	備 考
連 合 制 度	1957 63	18	6	第 1 次基金	569 4	EEC発足
第 1 次ヤウンデ協定	1963 69	18	6	第 2 次基金	730 4	
アルーシャ協定 (ナイジェリア)	1966 .7	1	6			
東アフリカ諸国と の協定	1968 .7	3	6			1967 .7 EC発足
第 2 次ヤウンデ協定	1969 75	18	6	第 3 次基金	887 3	1973年 英国加盟 <sup>3</sup>
第 1 次ロメ協定	1975 80	46	9	第 4 次基金	3 053 3	1975年 ECOWAS発足
第 2 次ロメ協定	1980 85	58	9	第 5 次基金	4 207 .	
第 3 次ロメ協定	1985 90	65	10	第 6 次基金	7 882 6	
第 4 次ロメ協定	1990 95	68	12	第 7 次基金	11 583 0	1992年 EU発足
第 4 次ロメ協定bis	1995 2000	70	15	第 8 次基金	13 ,151 .10	1999 .1 ユーロ導入
コトヌ協定 2000 .6 23	2000 2007 <sup>4</sup>	77	15	第 9 次基金	14 300 .	2002 .1 ユーロ流通

1 「EU」は欧州連合加盟国数。6は仏、独、伊、ベルギー、オランダ、ルクセンブルグの原加盟国。9は英、アイルランド、デンマーク3カ国の加盟。10はギリシャの加盟、12はスペイン、ポルトガルの加盟、15はオーストリア、スウェーデン、フィンランドの3カ国が加盟。

2 「ACP」はアフリカ、カリブ海、太平洋諸国の連合国数。

3 英国のEC加盟アプローチ；1963（不）、1967（不）、1973（実現）

4 2007年は基金ベース。コトヌ協定の期間は2020年まで。

参考：EECの連合制度。

EECの原加盟国6ヶ国（独、仏、伊、ベルギー、オランダ、ルクセンブルグ）は、夫々の国が海外における植民地および領土を、援助・開発及び通商の面で加盟6ヶ国のすべての国と差別なく、待遇を供与し合う関係を欧州共同体条約でアソシエート制度として規定した（ローマ条約第4部。期間1957～1963年）。

その後独立国となった国もあり1963年より1969年まで同趣旨の協定がEECと新独立諸国（旧植民地）との間で締結され（ヤウンデで署名）、ヤウンデ協定となる（Convention de Yaounde ）。1969年～1975年までは第2次ヤウンデ協定（Convention de Yaounde ）となった。1975年以降1995年まで英語系途上国ほかが発達に参加しロメで新協定として署名されConvention de Lome（ロメ協定）となる。

2000年6月に新たな協定が締結され（コトヌで署名）、コトヌ協定となる。正式名称：Accord de Partenariat ACP CE（Afrique Caraibes Pacifique Union Européenne）。Signé à Cotonou .le 23 Juin 2000 夫々の協定により連合する加盟国などが増加している。上記推移表のACPの項参照。

るように、ナイジェリアとガーナは、ロメ体制の発足というタイミングをとらえて、かねて計画を暖めていた西アフリカに拡大した経済統合案の実現のため、ECOWASの創設（1975年2月調印）に向け行動を起こしたと考えられる<sup>9)</sup>。

### 3. ECOWASのECへのアプローチ

#### (1) ECOWAS・EUの高級官僚会議

欧州連合において通貨統合問題が着々と進展しつつある時、1998年5月にECOWASは欧州連合側と、ナイジェリアのアブジャにおいて高級官僚会議を開催した。この会議で今までのアルーシャ協定からロメ協定に至る経過、また欧州開発基金（Fond Européen de Développement略称：FED）の活動等を、開発と通商の面から回顧し、欧州連合にとって西アフリカは重要なパートナーであることを相互に認識し、将来に向けての更なる発展を協議し、やがて開催されるECOWASとEUの閣僚レベル会議に向けての予備交渉を行った（アバチャ大統領当時）。

他方この時期において、仏語系の西アフリカ諸国側は既にCFA・フランの切り下げを終え、西アフリカ経済通貨同盟（UEMOA）を発足させていた。また当時CFA・フランの基軸通貨をユーロとする理事会決定（1998年11月）<sup>12)</sup>が行われ、1999年1月1日よりユーロの発足と同時に、対CFA・フランレート（1ユーロ＝655.957CFA・フラン）も決定した。またガーナ、ナイジェリアはECOWASによる西アフリカ通貨同盟案を作成し（1999年12月）、翌2000年10月にEU・ECOWAS閣僚会議（ナイジェリア、アブジャ開催）に持ち込んだ。

#### (2) 欧州連合とECOWAS閣僚会議

さきに行われた高級官僚会議による予備会談のあと、EU・ECOWAS双方は、代表団を組み、公式スタイルで交渉に臨んだ。EU側は欧州連合閣僚委員会シャ

---

12) 欧州連合理事会決定 Décision du Conseil du 23 Novembre 1998, Concernant les questions de Change relatives au franc CFA et au franc COMORIEN.

（「理事会決定」の要旨は本稿末尾参照。）

ルル・ジョスラン（Charles Josselin）委員長（フランス協力担当大臣）を団長とし、ECOWAS側はオスマン・セ（Ousmane SY）閣僚委員会委員長（マリ共和国地方行政担当大臣、外相兼務）を団長として行われ、両当事者が強力なパートナーであることを印象づける初めての公式会議であった。公表されたコミュニケによる会議内容項目は、次のとおりである<sup>13)</sup>。

- 第1 援助問題、欧州開発基金（ロメ協定：第4次・8次基金、コトヌ協定：第9次基金）
  - ①地域統合への作業の支援、②通商の活性化と民間セクターによる開発、③農業開発と調査、④陸上運輸、⑤その他。
- 第2 ECOWASにおける関税同盟と単一通貨圏問題
  - ①域内関税の免除、②対外共通関税の設定、③共同市場と単一通貨圏の創設。
- 第3 政治協力問題：紛争の防止、平和と安定の維持、小型武器の禁止問題。
- 第4 欧州・アフリカサミット（例：カイロ）の継続。
- 第5 欧州連合はECOWASとUÉMOAとの接近に敬意を表し、両同盟が調和に向かって計画が達成することを期待する。
- 第6 欧州連合はECOWASの機能強化のため195万ユーロの融資を行い、双方の協力関係の拡大を期待する。
- 第7 欧州連合およびECOWASは具体的問題につき、定期的に協議を行い、また公式会議において双方が意見交換を行う。

#### 4．ECOWASバマコ首脳会議（2000年12月）にみる西アフリカ経済通貨統合問題

---

13) 欧州連合とECOWAS閣僚会議コミュニケ。

“ Communiqué Final ”; Réunion Ministerielle, Union Européenne/CEDEAO. Abuja, 16 Oct. 2000.



首脳会議においては、事務管理業務などECOWASが関与する事項全般に亘り議事の対象となるので、ここでは西アフリカ経済通貨統合の分野に焦点をあわせ検討したい。なお目下のところ、合意事項の詳細はまだ公表されていないので、コミュニケほか関連資料を参考としたところ、次のとおりで、基本ラインは前述の欧州連合との閣僚会議の合意を更に敷衍したものとなっている<sup>14)</sup>。

#### 西アフリカ経済統合手続の促進と戦略の検討について

- ① ECOWASの枠内で関税同盟を創設する。域内関税の免除と対外共通関税の設定により生ずる国の公財政および私企業に対する影響を検討する。このため、首脳会議は、IMF、世銀および欧州連合等開発のパートナーに対し、研究に必要な指導と経費の援助方を要請する。
- ② 通貨圏の創設の問題。首脳会議は、通貨担当部局に対し、2年以内に第2通貨圏に固有の通貨を流通させる必要性の検討を要請する。
- ③ 首脳会議は、ECOWASの第2通貨圏創設に関する規則および、共通中央銀行規則の具体化を促進する。
- ④ 首脳会議は共通中央銀行に対し、為替安定機構創設の検討方を要請する<sup>15)</sup>。
- ⑤ 首脳会議は2004年にECOWASの単一通貨圏を発足させるため、関係国に対し、CFA・フラン通貨圏（UEMOA、第1通貨圏）とECOWASの第2通貨圏との融合（Fusion）を容易にするため、マクロ経済の収斂の確保に努めるよう要請する<sup>16)</sup>。
- ⑥ 島嶼国、内陸国に対する経済・社会開発の支援を提案する。

---

14) ECOWASバマコ首脳会議（2000年12月）コミュニケ。

“ Communiqué Final ”, Vingt quatrième Sommet des Chefs d'État et de Gouvernement.  
Bamako, 15-16 Dec. 2000

15) 同上（第13項 為替安定機構）

16) 同上（第11項 マクロ経済の収斂確保）

## ． ECOWAS経済通貨統合の問題点

### 1．序

ECOWAS当局は、前述のとおり2000年11月の6カ国閣僚会議で、新たな西アフリカ諸国中央銀行の設立を取極め、2004年1月までに西アフリカにおける単一通貨地域を形成し、続いて、英語系諸国と仏語系諸国の両通貨圏の融合を目指すという筋書きができ上がった。またECOWASは統合の基本的方向として、欧州連合の方式に倣って計画を実現させたい意向であるが、開発途上地域で最適通貨圏とはいえない難い経済環境における、新旧2つの通貨圏の統合が容易に行われるかどうか多くの難問を抱えている。

### 2．UÉMOA（仏語系の西アフリカ経済通貨同盟）側の見解

ECOWASは元来域内貿易の自由化を目指し、人および財の自由流通を目的としたが、加盟各国（特に英語系）においては、通商上の明確な共通の制度は充分でなかった。このような中、1999年12月ローリングス・ガーナ大統領とナイジェリアのゴウオン大統領との協議によって第2の西アフリカ通貨同盟案が作成されたが、先発していた仏語系の西アフリカ経済通貨同盟諸国は、いわば第1西アフリカ通貨同盟として既に経済通貨統合がほぼ完成していたので、さらに英語系諸国との融合による単一通貨同盟に同意することに躊躇したといわれている<sup>17)</sup>。しかし、UÉMOAグループの一国であるマリのコナレ大統領が、ガーナとナイジェリアの積極的な誘いに応じたため、これが引き金となって、英語系および仏語系諸国全域をカバーする単一の西アフリカ経済通貨統合案が作成されるに至った（1999年12月）。

UÉMOA側にすれば、遡って植民地当時から、また独立後も曲折はあったが、

---

17) NOTE (L'intégration Régionale dans la zone de Solidarité Prioritaire) Ministère des Affaires Étrangères. Avril 2001. Paris.

西アフリカ英語系と仏語系経済通貨統合分類表（案）

2001.12

		ECOWAS経済通貨同盟(新通貨?) ECOWAS中央銀行(所在地未定)	
CÉMAC(CFA・フラン圏) BÉAC(ヤウンデ) <sup>2</sup>	UÉMOA(CFA・フラン圏) BCÉAO(ダカール)	新通貨同盟(新通貨ECO) <sup>1</sup> 新中央銀行(アクラ)	
ユーロに連繫		(EU理事会決定)	
カメルーン ガボン コンゴ(ブラザ) 中央アフリカ チャド 赤道ギニア	セネガル マリ 象牙海岸 ニジェール ブルキナ・ファソ トゴ ベナン ギニア・ピサオ	ナイジェリア ガーナ リベリア シエラ・レオーネ ガンビア ギニア	

- 1 ECOWAS、西アフリカ諸国新通貨同盟新通貨「ECO」(注20を参照)
- 2 (仏語系)中部アフリカ経済通貨同盟(Communauté Économique et Monétaire de l'Afrique Centrale: 略称CÉMAC)  
 (仏語系)中部アフリカ諸国中央銀行(Banque des États de l'Afrique Centrale 略称: BÉAC)

共通中央銀行、共通通貨CFA・フランを中核とした通貨同盟および、関税同盟にも慣れ、1999年1月以降はCFA・フランの基軸通貨がフランス・フランからユーロに替わり、いわば将来に向かっても明るい見通しを抱いている時、ECOWASの枠内とはいえ新しい英語系通貨制度に融合することは、大きな混乱と不利を招来するであろうとの不安と疑念を抱いている。

こうした状況にある時、欧州連合事務局により2001年9月28日にダカール(セネガル)に「ユーロに関する事務局(Atelier sur l'euro)」が開設された<sup>18)</sup>。この9月28日は2002年1月からユーロ貨が実際に流通を始める100日前というタイミングによる。担当業務としては、民間の業界や通貨金融部門における、ユーロの導入に伴う貿易金融と為替問題に関する照会の窓口の役割を果たす。

こうした状況のさ中、現地においては、ユーロのCFA・フラン圏への流入を

18) AFP電ダカール、2001年9月20日付

間近に控えて、（仏語系）西アフリカ諸国中央銀行（BCÉAO）はCFA・フランの対ユーロのレートは1ユーロ = 655,957CFA・フランに固定されていることを繰り返し公表している。現地における一般の不安要因は、フランスとCFA・フラン圏加盟諸国との協力協定に基づく通貨の自由交換性に伴う為替取引上の便宜は、ユーロ圏のフランス以外の他の国（例：独、伊、ベルギー、スペイン...等）に対しても均霑しうるのかということである。また現行のフランス・フランとCFA・フランのレートは1FF = 100CFA・Fであるが、ユーロの導入によりレートは1ユーロ = 655,957CFA・フランとなると、これはCFA・フランの価値の下落とならないか、また地元輸産品の競争力を弱めることにならないか、等の疑問が現地社会では出ている。

こうした疑問に対し、BCÉAOは「確かに問題は複雑であるが、2002年1月1日までに掲示、TV放送等により、納得のゆく説明が行われる」旨公示している<sup>19)20)</sup>。

### 3. ECOWAS経済通貨統合の問題点

ECOWAS当局が経済通貨統合に向うモデルとして、欧州連合に倣うとすれば、欧州連合が進った過程を充分参考にする必要がある。

欧州統合関係主要条約にみられる基本的な事項を列挙するならば、少なくとも①関税同盟 ②域内市場統合 ③通貨統合 ④マクロ経済政策等4部門が挙げられる。

#### ① 関税同盟

域内関税、非関税障壁の撤廃、域内貿易の自由化、対外共通関税の確立、

---

19) AFP電ダカール、2001年9月20日付

20) 2001年12月19日付ECOWASのプレスリリースにおいて、ECOWASの西アフリカ新共通通貨の名称が決定された旨発表した。具体的名称は公表していない。しかし、同年12月21日付AFP電は新名称が「ECO」と報じている。

21) AFP電ダカール、2001年12月21日付

共通通貨政策の策定、共通農業政策の策定等。

② 域内市場統合の完成

商品、資本、人およびサービスの移動の自由。市場統合に必要な法制の接近等。

③ 通貨政策

通貨・金融面での協力の枠組

- a. 通貨単位の創出、通貨制度（中央銀行）
- b. 為替メカニズム
- c. 介入資金（通貨協力基金、乖離指標の基準）

④ マクロ経済政策

包括的経済政策の指針策定

- a. 物価、為替相場の安定
- b. 健全な財政の運営
- c. 競争力の確保
- d. 雇用の確保

⑤ 多角的監視手続

以上が少なくとも経済統合機構の基礎であるが、欧州連合ではローマ条約によるEECの発足から今日の欧州経済通貨統合によるユーロ貨の流通まで40数年を要している。

また西アフリカでは特にEECの連合制度に加盟した諸国では経済面で、産品の多様化政策がかなり進展し（象牙海岸の奇跡、カメルーンの緑の革命等）、伝統的な胡椒、コーヒー、カカオ、落花生、パイナップル、木材等も加工による付加価値の高率化に努め、軒並み産品の多様化と競合（例：象牙海岸とガーナ）もみられた。工業生産については繊維品、油脂製品、家電製品等軽工業製品の生産が徐々に伸び、鉱物資源としてナイジェリアの石油、ギニアのボーキサイト、セネガルとトーゴの燐鉱石等輸出品目がみられるが、少なくとも域内貿易の拡大には期待できない。こうした現状で域内貿易の関税の免除の効果は小さいように

思われる。

また西アフリカにおける労働力（人）の移動の問題についてみるならば、産業構造が農林産業を主とし、その他産業が付随する状況であるから、労働力（人）の移動の特徴として3つの様式が挙げられる。①海岸国と内陸国（定住と季節による移動型）、②海岸国相互（定着型）、③その他。

#### ① 海岸国と内陸国間移動型

この型の特徴は、海岸国と内陸国の気候の差異による季節労働者の移動による比率が高い。その中には定着するケースも多い。象牙海岸のケースが顕著で、後背地であるブルキナ・ファソ、マリ、ギニア等の諸国から、これらの諸国の乾期に出稼ぎに出て、自国の雨期に帰郷し、耕作と収穫に従事する季節労働者（外国人）がいる。彼らの中には現地で定着するケースも多く、象牙海岸の場合総人口の40%とも20%ともいわれ明確でない。これが選挙の際に問題となっている。

#### ② 海岸国相互（定着型）

このケースは西アフリカの海岸国にみられ、とりわけ、海に親しみ、交流がみられる漁民として、ナイジェリア、ベナン、トーゴ、ガーナ等の漁師がいる。彼らの移動は村を作り定住する型でみられる。ギニア湾沿いで漁業に消極的な国民としては、ガボン人や象牙海岸人が挙げられる。そうした国に対しては、外国人漁民が積極的に進出し、有無相通じている現象がみられ、季節と関係はない。

#### ③ その他

西アフリカのギニア湾沿いの諸国においては、海外との交流の便が良く、中小の工業が立ち上がり、殊に1960年以降独立した諸国では、政情の安定度にもよるが、投資法等も徐々に整備され、外資の導入により中小の軽工業（例：アフリカン・プリント、乾電池等）が広がりつつある。こうした新規の産業に対しては定住型の労働力の需要が高まっている。しかし、夫々の国において就業需要に対しては、自国民優先を原則としている。アフリカの各

国は、独立当初においてはアフリカニゼーション（自国民化）が声高に叫ばれたが、これは白人植民者との関係であり、白人が退去すると、独立後数年にして、アフリカ人相互の関係に入れ替り、夫々の自国民優先で雇用する方向に動いている。但しサービス業に対する技術労働者に対しては例外が認められている。

いずれにしても、西アフリカにおいては欧州連合と比較するまでもなく、労働力の移動の問題はかなり限定され、自国経済情勢が悪化した時には、外国人労働者の排斥運動が起きた例もある（ナイジェリアのオイルグラット（原油余剰）による石油価格下落の際の例）。

## ． ECOWASと西アフリカ諸地域の紛争

### 1．西アフリカ諸地域の紛争

1960年以降西アフリカ地域の各国は、独立を果たした後の数年の間は旧宗主国から独立国としての引き継ぎの期間があり、また旧宗主国の指導（介入）もあって、さしたる紛争もなく推移したが、この期間を過ぎ、中央政府および地方政府等の統治機構が現地人の手に委ねられるようになると、国によっては派閥、部族による権力の主導権争いが政治や行政に介入するようになった。当時、民主主義のルールが普及していない開発途上国においては、政権交替の手段として、組織力と力により民衆に対し指導力を保持したのは軍部であったから、軍人が革命またはクーデターにより、短絡的に政権を掌握する例が続出した。

西アフリカにおける紛争は、①隣国との国境紛争、②分離独立を志向する紛争、③国内における政権の主導権争いに分類され、国際機関の調停手段のある①を除き、②と③につきみると、②の代表例はナイジェリアのピアフラ紛争（1967年）

---

22) 1980年4月軍事クーデターによりトルバード大統領殺害。ドウ曹長が軍事評議会議長に就任。

と最近の例では、セネガルのカザマンス分離主義者が紛争の火種を残している。③の例はリベリアのドウ曹長のクーデター<sup>23)</sup>以降の派閥による政権の主導権争いや、シエラ・レオーネ、ギニア・ビサオ等の紛争があり、シエラ・レオーネでは最近、ダイヤモンドの利権や密輸との関連が取り沙汰されている。

西アフリカ地域の紛争に、ECOWASが調停のため介入したのは1990年7月のリベリアの紛争調停のための監視グループ（ECOMOG）による平和維持軍の派遣が最初で、調停会議、監視による自由選挙の実施、武装解除等の活動を行い、アフリカ人自身によるアフリカの和平の招来に貢献したとして、内外より高く評価された。その後シエラ・レオーネの民主的に選出された大統領の追放に伴う紛争にもECOMOGが派遣され、カバ大統領の復権に尽力した。

## 2．ECOWASの地域紛争への対応

ECOWASは元来地域経済機構として発足したが、前述のとおり1990年7月よりECOMOGによる地域紛争の調停活動に乗り出したところ、2000年12月のECOWASバマコ首脳会議の議事録により地域紛争活動の位置付けをみてみよう。

ECOWASプログラム（順位はコミュニケ記載のとおり）

- イ．ECOWASとUEMOAの統合計画
- ロ．ECOWAS共同市場の完成
- ハ．ECOWAS通貨圏の創設
- ニ．生産と開発インフラ計画
- ホ．保健・教育・情報
- ヘ．管理および財政問題
- ト．地域和平と安全保障

首脳会議の主要議事7項目の内、紛争処理問題は最終に記載され、別項として、ギニア、シエラ・レオーネおよびリベリアの治安に関する共通留意事項を挙げて

---

23) 注5 “ Communiqué Final ” を参照。



いる。またシエラ・レオーネ、象牙海岸、セネガル及びギニア・ビサオに対し、ECOWASからの国内治安に関する個別注意事項をも挙げている。

以上述べた首脳会議の議題「地域和平および安全保障」に関連して、2000年12月27～28日アブジャ開催の第2回防衛と安全保障委員会における最終報告のコミュニケが発表され、マノ河流域諸国(リベリア、ギニア、シエラ・レオーネ)<sup>24)</sup>に対する緊急派遣平和維持軍1500名とその割当て国、派遣人数の配分等が具体的に示された：マリ(装備を含む500名)、ナイジェリア(776名、装備を含む)、ニジェール(20名)、セネガル(200名、装備を含む)。また展開対象地域として、ギニア、リベリア、シエラ・レオーネの東側、西側等が指定された。

## おわりに(今後の見通し)

ある地域に位置する複数諸国の経済と貿易の交流が活発で、また経済構造や制度上の差が小さく、金融政策や通貨統合を行うコストが小さい場合、最適通貨圏(optimum currency area)と表現される。

現在拡大しつつある欧州連合では、現実の問題として、こうした通貨圏の理想像に近づくべく、ファンダメンタルズの相互調整に並々ならぬ努力が加盟国間で行われている。しかし規準に達せず、足並みに遅れる国が生じているのが現状である。

ECOWASが、モデルとする欧州連合のこうした現実をどう捉えているのであろうか。第三者的見方からすれば、モデルとする欧州連合と現在の自らのECOWASの間に介在する仏語系諸国のUÉMOAやCÉMACといった、ECOWAS諸国に隣り合う諸国のそれなりの成功例を肌身に感じて、やればできると簡単に安易に考えているのではなかろうか。

---

24)“ Final Report ” Second meeting of the Defence and Security Commission. Abuja, 27 28 December 2000.

つまり、地理的、気候面や民族・部族の構成や、歴史的政治的発展過程が類似していることから、共同市場や関税同盟といった基礎よりも、格好よく、便利そうにみえる通貨統合に注目したのではないかと思われるふしがある。

ECOWASの発足は1975年であったが、経済共同体の共通通貨問題が俎上に上げられたのは第6回ECOWAS首脳会議（1983年コナクリ開催）であり、当時セクトーレ議長（ギニア）とシヤガリ大統領（ナイジェリア）の両者により、初めて西アフリカで競合する同種類の2つの経済共同体問題を協議し、ECOWASと仏語系のCEAOとの融合問題を協議した<sup>25)</sup>。

その後間もなくセクトーレは病没し、シヤガリはクーデターで政権の座を去った。代わって登場したナイジェリアのブハリ軍事政権議長は「国際協力の見地からECOWASを注目しているが、歴史的な植民地統治の結果生じた、英語圏、仏語圏の相違による障壁は大きい。仏語圏諸国は、2国間または多数国間条約により築き上げられた排他的経済共同体がもたらす利益を捨て、将来の発展を待たねばならないECOWASへの移行に踏み切ることに躊躇している」と自らの所見を述べた<sup>26)</sup>。

しかし、こうした論評がある反面、その後ECOWAS側において、関税同盟、共同市場の創設に向けての具体的動きといえば、経済通貨同盟を調印したECOWASの1993年7月の首脳会議、1999年ガーナ・ナイジェリアの通貨同盟案作成や、2000年12月のバマコにおける首脳会議の合意取りまとめの動きがあり、その経過は早いものではなかった。

しかし欧州連合との関係では、ロメ協定からコトヌ協定への移行や、今やアフリカでは肌で感じられる欧州連合の拡大、特にユーロ圏とCFA・フラン圏との

---

25) ECOWAS機構とフラン圏諸国については「フラン圏の形成と発展」岡田昭男（1995年第2版）284-285頁参照

26) 政府派遣、訪アフリカ経済使節団報告書（1984年）

団長金森政雄 経団連アフリカ委員長。本使節団は1984年4月25日午後13時より、ブハリ国家元首に表敬し懇談した。当時の記録による。筆者随行。

連繋の動きは、ECOWAS当局を更に急ぎ立てているのではなかろうか。それにつけても前述の2000年バマコ首脳会議の合意例でみるとおり、リベリア、シエラ・レオーネ、ギニア・ビサオ等西アフリカの紛争は西アフリカの経済発展にとっては不毛の争いでしかなかった。

既に欧州連合側は閣僚会議でも、英語系と仏語系経済通貨統合が融合すれば西アフリカの発展に寄与するとの賛辞を呈している。

アフロ・ペシミズムの表現も流れる昨今<sup>27)</sup>、ECOWASの進展が将来のアフリカ再生計画の実現の一端につながる事が期待される。

(筆者は国土館大学大学院客員教授(元外務省員))

#### 追補

本稿校正の段階で入手した2001年12月19日付ECOWASのプレス・リリースの要旨次の通り<sup>28)</sup>：

2001年12月20日ダカールにおけるECOWAS第3回首脳会議において第2通貨圏の新通貨の名称は、候補として挙げられた3つの内から1つに絞り決定される予定である。

非CFA・フラン地域5ヶ国(ガンビア、ガーナ、ギニア、ナイジェリア、シエラ・レオーネ)は第2通貨圏を決めた2001年4月20日付アクラ協定の署名を行い、2003年中に第2通貨圏の成立を目指し、また2004年にはCFA・フラン通貨圏を融合して西アフリカ単一通貨圏の形成を目論んでいる。

ECOWAS首脳会議は2002年4月2日に発効が予定される通貨圏に関連して為替レート調整機構(Exchange Rate Mechanism)の設置を承認する。この機構

---

27) 新生アフリカの悲観(アフロ・ペシミズム)、阿部清司、敬愛大学国際研究/第5号/2000年3月。

28) 注12)参照。欧州連合理事会決定、「CFA・フラン及びコモロ・フランに関する為替レート問題について」1998年11月23日付決定第98/683/CE号。(官報1998年11月28日付)

により、域内通貨相互の為替レートを決定し、共通通貨が導入されるまで機能し、同時に加盟各国経済の評価も行う。

また加盟国は2000年12月のバマコ首脳会議において設立を決議された安全協力基金の資本金として1億ドルの供出を決定した。各加盟国は資本金の50%即ち5千万ドルを2002年2月末までに支払い、残額を9月までに払込む。

なおECOWAS当局はBCÉAOに対する資本金1億ドルの供与とその本店の所在地につき認可する。資本金の払込み額は、ECOWAS予算の配分率により決定される。

### （筆者仮訳）

#### CFA・フラン及びコモロ・フランのユーロ貨に対するレートの理事会決定

欧州理事会は、欧州共同体条約及び同条約第109条第3項、委員会（commission）の勧告並びに欧州中央銀行の告示に関し、

下記の事項を検討し、；

- (1) ユーロの導入に関する1998年5月3日付規則第974/98に従って、ユーロは1999年1月1日より交換レートにより、参加各国の通貨に替わる。
- (2) 同一の日付から共同体はユーロを採用する加盟国通貨および為替問題につき権限を有する。
- (3) 理事会は通貨制度もしくは為替に関する問題につき交渉および取極の締結に関し、適切な調整を行う。
- (4) フランスはUÉMOA及びCÉMAC並びにコモロの夫々の通貨と固定レートで連繫し、フランス・フランとCFA・フラン及びコモロ・フランとの交換性の保証につき取極を締結している。
- (5) 1991年1月1日よりユーロはフランス・フランと替わる。
- (6) CFA・フラン及びコモロ・フランの交換性の保証はフランスの予算上の処理（engagement budgétaire）により保証される。なおフランス当局はUÉMOA、CÉMAC及びコモロがフランスに対して実質的財政上の関わり合

いは無かったことを確認した。

- (7) これらの取極は、ユーロ圏の通貨と為替政策に影響を与える余地は無い。現在の形式による運用状況において、これらの取極は、経済通貨同盟の運用に支障を及ぼす危険は無い。またこの取極に関して、欧州中央銀行はCFA・フラン及びコモロ・フランの交換性を維持する国別中央銀行に対する義務は無い。また現行の取極の変更は、欧州中央銀行もしくは国別中央銀行に対し、如何なる義務をもたらすものではない。
- (8) 取極当事国であるフランス及び関係アフリカ諸国は、基軸通貨がフランス・フランからユーロに切り替わった後も、現在の取極を維持することを期待している。同時にフランス・フランからユーロに変更された後も、フランスがこれらの取極を維持しうること及び、これら取極のフランスとアフリカ側諸国の両当事国がその履行につき当然のことながら責任を有する。
- (9) 共同体 (Communauté) は、これらの取極の運営と予定される改訂につき定期的に通報を受けることが必要である。
- (10) 現在の取極の改訂または、運用が条約第3条A第2項により、為替に関する共同体の政策に基づく物価の安定という根本的目的を侵害することはない。
- (11) 共同体の権限を有する機関が、現行の取極の本質若しくは、内容に関わる変更、即ちユーロとCFA・フランの固定レートによる自由交換性の原則やこの交換性がフランスの国庫の予算上の約束による保証等に関するものである場合には、その変更が行われる以前に意見を述べることができる。
- (12) この決定 (décision) は、共同体が、第3国または国際機関と、通貨または、為替制度に関する同様な協定の交渉または締結に関し、将来行われる交渉の前例としない。
- (13) 経済通貨同盟の分野において、共同体が行う権限や取極に抵触することはない。

以上の諸条件を踏まえ、次の決定を定める：

第1条 フランス・フランがユーロに切り替わった後も、フランスはUEMOA、CÉMAC及びコモロと現在連繋している為替問題に関する取極を維持することができる。

第2条 この協定の当事国であるフランス及び関係アフリカ諸国は、これら取極の運用につき責任を有する。

第3条 フランス所管当局は、これら取極の運用につき委員会、欧州中央銀行及び経済・財政委員会に定期的に報告するものとする。また、フランス当局は、経済・財政委員会に予めユーロとCFA・フラン及びコモロ・フランの間の為替レートの変更を通報するものとする。

第4条 フランスはこれら取極の本質または内容を変更しない範囲において、変更につき交渉し取極を締結することができる。

第5条 フランスは、この取極の本質または内容の変更に関する全ての案件を委員会及び中央銀行並びに経済・財政委員会に提出するものとする。これら案件は委員会の勧告または欧州中央銀行に対する諮問の後、理事会（Conseil）の承認を要する。

第6条 この決定は1999年1月1日より発効する。

第7条 この決定はフランス共和国に宛てられたものである。

於ブラッセル、1998年11月23日

理事会 理事 R. EDLINGER